

## 第7回 上市町農業委員会総会議事録

開催日時 令和3年2月5日（金） 午後2時00分

場所 上市町役場 2階 第1会議室

出席委員 11名  
1番 稲葉 悟 2番 岩城 正治 3番 富樫 隆 4番 村上 正毅  
5番 酒井 喜之 6番 宮崎 順子 8番 大江 登美江 9番 青木 幸男  
10番 林 忠治 11番 中川 治 12番 碓井 繁

出席推進委員 3名

事務局 出席者  
事務局長 酒井 紀明  
事務局係長 田中 明紀子

議事録署名委員 2番 岩城 正治 3番 富樫 隆

議事日程

1. 開会
2. 会長の挨拶
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可審議について  
議案第2号 農地法第4・5条の規定による許可申請の意見審議について  
議案第3号 農業経営基盤強化促進事業の農用地利用集積計画に係る実施方針の承認について  
  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
5. その他
6. 次回委員会等の開催予定について  
第8回総会  
日時 令和3年3月5日（金）午後2時から  
場所 上市町役場2階 第一会議室
7. 閉会

午後2時00分 開会

事務局長 それでは、第7回上市町農業委員会総会を開催したいと思いますので、宜しくお願いします。  
只今の出席委員は、12名中11名であり、定足数に達しておりますので、総会が成立することをご報告いたします。なお、推進委員は、金子推進委員、松井推進委員、丸山推進委員の3名にご出席いただいております。

開会にあたりまして、上市町農業委員会会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 会長あいさつ

事務局長 会長ありがとうございました。  
それでは議事に入りたいと思います。  
総会の議事は会長が行うことになっておりますので宜しくお願いします。

会長 議事録署名委員は、2番 岩城委員と3番 富樫委員にお願いします。なお、本日の会議書記には、事務局職員田中さんを指名いたします。

それではこれより議事に入らせていただきます。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可審議について」事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。（議案書をもとに説明）

申請地見取り図は3ページから5ページにございます。併せて3条調査書と現地確認写真一覧をご確認願います。以上です。

会長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から報告をお願いします。

委員 (1番について) この地図で説明しますと右上の方にあるのが●●●●●の場所になります。そこからまっすぐ南の方に向かったところに今回の申請地がございます。3反田1枚になります。譲渡人さんと譲受人さんのお話を聞いてきました。譲渡人さんはもう10数年農業されてなくて、今回渡す方はずっと委託されてきておりました。譲渡人さんの方からもうそろそろという話を切り出したところ、いいよということで円満に話が進んでおります。●●●さんのところは所有してるのが田んぼ1枚なので、その田んぼを売ったあとに何か自分と手に負えないような土地が残るといってもなくて、双方相思相愛のような話と聞いておりますので、このまま申請通り承認したいと思います。以上です。

会長 ありがとうございます。推進委員ご意見ありますか。

推進委員 言われたとおりとくに問題はないと思いますけど、ちょっとうちの集落から懸念の声があがってるのが本人が70近くで10年やっても80すぎてやれるかどうかということなんですけど、何を言いたいかということ相續人がいないんです。その点だけ懸念される。

委員 本人さんもそのことは言っておられまして、今作ってるところに●●●さんもおられるからちょうどいいんだよという話だったんですけど、10年後と言われたら全体がどうなるかという心配はされておりました。

会長 2番について地区担当委員から報告をお願いします。

委員 (2番について) この件について●●●の生産組合会長、それから譲受人の●●●さんに事情を聞きましたところ、譲渡人の●●●さんは92歳の高齢で後継者がいないことから、かねてから農地を誰か買ってもらえる人がいないか探しておられたようですが、この度●●●さんが譲受けることになったということです。申請地の場所ですが4ページと5ページにあります。全部で4筆あります。譲受人の●●●さんのお宅は5ページの左端の真ん中の方が●●●さんの自宅です。許可の要件についての意見ですが譲受人の●●●さんは、資料にも書いてある通りすでに26,000㎡程の農地を所有しておられまして、水稻・野菜を栽培しておられます。そうすることで耕作に必要な機械設備も所有しておられますので、今回許可申請があった農地についても効率的に耕作するものと思われま。調査書にも記載のとおり許可に必要な基本要件は満たしていると思います。それからこの4筆についてはこれまで3人の方が耕作しておられましたが、期間は今年3月までととなっております。●●●さんには買った農地を貸し出すのであれば許可にはなりませんよということは伝えてあります。以上です。

会長 ありがとうございます。推進委員ご意見ありますか。

推進委員 譲受人の●●●さんは今現在2町6反を耕作されていて、しかも長いこと30年以上やとられるもんだから、もっと手広げて今回土地を取得されました。譲渡人の方は高齢で、農地は譲受人と同じで湯神子地区ですし、調査書に書いてあるとおり地域との調和要件については支障ないということです。3条については問題ないかと思えます。

会長 これより質疑に入ります。質疑のある方は発言願います。

会長 それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手)

全員賛成と認めます。議案第1号については、原案のとおり決定いたしました。

では次に、「議案第2号 農地法第4・5条の規定による許可申請の意見審議について」事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 はい。(議案書をもとに説明)

申請地見取り図は8ページから9ページにございます。併せて現地確認写真一覧をご確認願います。以上です。

会長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から報告をお願いします。

委員 (1番について) 先ほど現地確認に行ってみりました。場所は●●●●●の南東側にあたる場所で、まわり中広い耕作地の中の中央に位置する場所です。耕作状況ですけど9年ほど前に相續をして、それ以降は耕作されていない状況です。周辺に耕作している田んぼは1、2か所ほどありました。本人は●●●●●に住んでおりますので面会はできませんでしたが、周辺の●●●●●の隣接する土地所有者からの承諾は得ているようです。一部用水は流れております。現地確認写真一覧の写真②を見られるとわかります。こちらの両方通しましてこの用水管理をお願いしたのと、譲受人が●●●町外にお住まいで太陽光発電ということでしたので、地区に管理者を委託してほしいと要望はしてあります。この案件は農地区分3種になっておりますので、別に問題ないと思います。

委員 (2番について) 場所は●●●●●促進住宅の下側の道路の家が5軒ほど並んでおりますが、その裏側にあたる土地です。ここら周辺は昨年、一昨年あたりから見ても、かなり荒れているというか耕作は全くされていない土地になります。雨水に関しては耕作されてませんので、自然浸透が周辺の用水に流れていくということです。周辺にここら辺りで田んぼをしているところはまずないというか、ちょっと道が荒れてますが近隣の承諾は得ておられます。以上です。

会長 ありがとうございます。推進委員ご意見ありますか。

推進委員 先ほど見てきたんですが、敷地内の草刈りとかまわりの用水等の水管理だけはちゃんとしていただきたいと思います。以上です。

会長 これより質疑に入ります。質疑のある方は発言願います。

会長 行政書士さんもそれこそ遠方の方なので現地のことをよくわかっておられない。申請者はいろいろと地方であちこちで太陽光発電をやっておられるそうです。今●●さんの方からあった道が荒れていて機材などどうやって運搬するのかって話も出たのですが、それ程大きいものでもないのに、どうも人力で運ぶような話みたいです。周辺の水路の管理とかはきちんとやっていただきたい。太陽光発電の発展がどうのこうのっていうのは●●から調査するそうです。毎月1回来られるか2回来られるか分からないんだけど、確認には来ますというこれでした。でもいざという時には●●から来るといってもすぐ来れないので、やっぱり地元の方に多少なりとも管理していただけないかなと皆さんの意見でそのような申し出はしてあります。

委員 資材運びこむ方法も気になったんですけど、とれた電気はどうやって電線に戻すのか。

会長 1番目の方は途中で●●の電柱を建てて入れ込むそうです。幹線のところで実際に入れてると思うので。

委員 太陽光パネルを設置すると下に草が。草刈りされないって苦情を聞いたりするのですが。

会長 みなさん心配されるのはその点なんです。まだ青々としてる時期はそんな心配もないけど、枯れたときにそれこそ子供が悪いことしたり、用水がそのまま下の方へ水がいかないとか、まわりの土手の草がきちんと刈られてなくて虫が発生するとか、非常に心配なんですけど一応申請書類上はきちんと整ってるということなんです。先ほども言いましたように現地来られた行政書士さんには、会社の方にはきちんと管理していただきたいんですけど地元のどなたかに目配りができるような方に一人でも置いていただけないかというようお願いをいたしました。実際にやってくれるかどうかちょっとあれなんですけど、そういうお願いはしてありますので。やっぱり会社が●●なので地元といってもいざという時は来ないと。現場を見てそろそろ草刈りしないとかんよと連絡していただく方を一人でも二人でもお願いしていただきたいということでした。よろしいですか？

委員 これ●●の業者なんだけど●●の業者が●●まで分かるはずもないので、必ず地元で仲介者がおるはず。それ聞かれた？

会長 それもどうしてここ来られたんですかと尋ねましたらこの会社が土地をどういうふうに見つけられたかしらんですけど、遊休農地の草ボーボーになってるということで、この地主さんを見つけられて相談された。

委員 それは分かるけど、普通に考えて●●の業者が地主さんを見つけられるはずないので必ずその間には誰か協力業者がいると思う。それを聞いてその方に今言われたようなこと等を約束してもらおうという条件でOKというようなことですか。必ずおるはず。

会長 そこまでは難しいと思われるが。

委員 それをやっぱり行政書士さんに教えてもらえんじゃなくて、それが条件ですよというような抑えは必要なんじゃないでしょうか。やっぱり●●さんみたいに当然懸念される方もおられると思う。

職務代理 今日段階では必ず管理人置き話してあります。

委員 では県への条件を付して承認ということですか。

事務局長 委員の皆さんの意見ありましたので、そういった条件も加味すると。

会長 これは県へ上げるやつなのでコメントとして今の話を織り込んで。

議案第2号については今お話が出たことを付け加えて県の方へ上げます。それでよろしいでしょうか。

(全員賛成)

議案第2号については全員賛成と認め今のようにさせていただきます。事務局それでよろしいでしょうか。

事務局 はい。

では次に「議案第3号 農業経営基盤強化促進事業の農用地利用集積計画に係る実施方針の承認について」事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは説明いたします。

今回利用権の設定は、全体で19件、面積は71,855㎡です。内訳は再設定8件、新規11件で主な作付け作物は水稲です。農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。以上です。

それでは採決いたします。議案第3号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成と認めます。議案第3号については原案どおり承認いたしました。

会長 では次に、「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について」を事務局より説明願います。

事務局 はい。(議案書をもとに説明)

会長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について質疑のある方は発言願います。

よろしいでしょうか。以上で報告第1号を終わらせていただきます。

次にその他について、事務局より説明をお願いします。

事務局

(事務局、その他連絡事項朗読)

会長

以上をもちまして、第7回上市町農業委員会総会を閉会いたします。  
ありがとうございました。

午後3時00分

閉会

この議事録は事実と相違ないことを証明する。

令和3年2月5日

会 長 碓井 繁

議事録署名委員

2 番 岩城 正治

3 番 富樫 隆